

指導医講習会に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、指導医の認定に関する内規（案）第2条第5項及び第5条第1項に基づき、指導医講習会（以下、講習会という）について定めるものである。

(支援)

第2条 講習会は、リハビリテーション科専攻医指導に際し質の高いリハビリテーション医療に関する指導を提供できるよう支援するものである。

(目標)

第3条 講習会の目標は、リハビリテーション科専攻医指導におけるリハビリテーション医学に関する指導や研修評価の方法、チームワークやリーダーシップ能力の指導方法、基本的診察能力（コアコンピテンシー）の修練プロセスなど専攻医指導に必要な知識や技術の獲得にある。

(内容)

第4条 講習会の内容は以下に基づくものとする。

- (1) 一般社団法人日本専門医機構の定めるリハビリテーション科専門研修プログラム整備基準に準拠すること
- (2) リハビリテーション科専門医の理念や使命、指導医のあり方を示すものであること
- (3) 基本的診察能力（コアコンピテンシー）の修練プロセスなど、専攻医指導に必要な知識や技術に関するものであること

(実施)

第5条 講習会の実施は、別に定める申し合わせに従う。

附 則 本内規は、平成25年7月27日より施行する
本内規は、平成28年3月19日より施行する